

令和4年9月定例会

議案説明資料
予算に関する説明書
(令和4年度9月補正予算等関係)

警察本部

令和4年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係以外】
(議案)

警察本部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第10号	損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について	捜査第一課	3

(報告)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	令和3年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	会計課	4

<p>条 例 名 等</p>	<p>損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 法律上県の義務に属する警察が取り扱った死体の所持品の管理の瑕疵による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要 (1) 和解の相手方 甲 神戸市 個人 乙 兵庫県三木市 個人 (2) 和解の要旨 県は、損害賠償金334,720円を支払うものとする事。 (3) 事件の概要 ア 事件の発生年月日 令和4年5月12日から同月18日までの間（事件発生日は不明） イ 事件の発生場所 鳥取県鳥取警察署内 ウ 事件の状況 鳥取県鳥取警察署所属の職員が、死因調査等のために取り扱った和解の相手方の被相続人である死者が身に付けていたネックレスを保管及び管理するに当たり、和解の相手方に引き渡すまでの間、貴重品保管庫に保管することなく、他の物品と共に遺体保冷庫に保管し、和解の相手方にその存在を知らせることのないまま、遺体を引き渡し、火葬後に同ネックレスの紛失が明らかとなったものである。</p>

令和3年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

警察本部

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源				
						国 支 出	庫 金	分 担 金 及 び 金	そ の 他	
9 警察費	1 警察管理費	運転免許・認知症等運転者対策費	円 227,442,000	円 54,479,920	円 54,479,920	円	円	円	円	円
	2 警察活動費	交通安全施設整備費	1,224,980,000	37,213,100		542,000				36,671,100
計			1,452,422,000	91,693,020	54,479,920	542,000				36,671,100